

不可解な原因不明

地元、行政措置を熱望

水俣の奇病

県では各品種生活第四条にちどりとして水俣病の毒性をもつた魚貝類の販売禁止を近く告示するが、これに先立ち守田県公衆衛生課長、阪本水産課長らは十四日水俣にゆき、水俣保健所で地元漁業者、事業者団体と海域問題その他について懇談した。

地元の出席者は伊藤水俣保健所長、大橋水俣市立病院長、尾田水俣市会議長、岩本対策委員長、浮池同副委員長、細川新日報付属病院長、瀬上漁業組合長、中村同参考事、松本、松永、永田三市議会議員などを一千余人。また守田課長から公共的立場から

販売禁止を告示せざるを得なくなつた理由として大学側の研究が昨年末の発表と異つて定性魚貝類のみでなく百問、赤潮から巻きに入る瀬内でどれ程毒魚にも毒性のあることが判明したことであげて説明、告示に先立ち地元の意見や実情をさらによく知りたいとのべた。

ついで阪本水産課長から現行課勞法では漁業は禁止できない。また海域の決定については奇病と関係のない漁場もあることと思うから地元と協議、出来るだけ範囲を限定してきめないと説明があつた。

このあと協議に移つたが海上漁協長、中村同参考事は、

食品衛生法で罰則をもつて取締るというが自分で消費するといえは取締りの対象にもならない。このような規制はアナだらけで意味がない。昨年くらい百問御座候、巻にかけての漁労は

中止しているのだから、むしろ漁労禁止の全面措置がのぞましい。魚貝類にも毒性があり海中のドロからも毒性が検出されておるのに原因がいまだ判らぬ

が、一般大衆の立場から毒性の告示は早急に行わねばならず、やむを得ない。しかし地元漁民の保護が絶対必要であることはもちろんだ。だが保護と接觸とはあくまでも異なることを了解してほしい。保障は原因解明後の問題であると答えた。

学側にかかっているものではないか。徒然に原因不明のまま最終的措置がとられなければ全漁民は力死する意外にならない。行政措